

大阪府議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、大阪府議会議員（以下「議員」という。）が大阪府に対し請負（地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第一号ニにおいて同じ。）における大阪府に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 請負の対象とする役務、物件等

ロ 契約締結日

ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号ニに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告（前条第二項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第四条 第二条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの

交付を請求することができる。

(委任)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

大阪府議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、大阪府議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和五年大阪府議会規程第六号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第二条 規程第二条第一項の規定による報告は、請負状況等報告書（第一号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2 規程第二条第二項の規定による訂正は、訂正届（第二号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正等)

第三条 議長は、規程第三条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

2 前条第二項の規定による訂正届を提出した議員は、報告書の訂正箇所はその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第四条 規程第四条第二項の規定による閲覧（以下この条及び第五条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

2 前項の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 閲覧場所には、カメラ、複写機器その他これらに類するものを持ち込んで서는ならない。

6 議長は、前四項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第五条 規程第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第二号）第二条第一項に規定する府の休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第四条第一項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

大阪府議会議長 様

大阪府議会議員 _____

訂正届

大阪議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由